時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千五百四十九號
明治廿六年一月十一日　水曜日
舊曆壬辰十一月廿四日（戊申）
日出午前六時五十三分　日入午後四時四十六分
月出午前零時三十八分　月入午前十一時四十五分
滿潮午前十一時二十六分　午後十一時五十一分
（西曆一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

政略一新

「うしと見しよそ今は戀しき」とは昨今百人一首の歌牌に聞く所にして其意を演繹すれば洵に浮世に於ける諸の人情を能くも穿ち得たるものと云ふ可し抑も人間は進步的の動物にして常に現在の有樣に滿足せず滿足せざるが故に次第に開明に赴くことなれども新を求めて意の如くならざれば或は逆流して舊を慕ふの波瀾を起し憂しと見しよりも却て戀しき思ひをなすは要するに變化を好むの情に非ざるはなし若し夫れ世海に航して人情の舵を取る者が其妙用を解せずして因循姑息を事とせんか變化を好むの情は一轉して改革を望むの念となり再轉して破壞を喜ぶの心となる史を讀む者の常に記臆する所にして往々其の秩序なきを譏ると雖も一方より見れば寧ろ舵手の不敏不斷に由るもの多きが如し事の公私大小に論なく深く注意す可き所のものなり今近く之を我政治社會に徵するに前內閣の時代に當てや武斷政治の兆候などとて隨分非難の聲高きと共に當時世外に逍遙して風月に吟詠したる現內閣員は隱々の間に評判甚だ宜しく立憲的の政事家は某々なりとて其出でゝ局に當るを希望したる程なりしが就任以來別に事業たる政策もなく議會開設前は無爲消極等の噂のみにして[illegible]を守り[illegible]地價修正の[illegible]を掲出したる外すべての動作靜にして人心を爽ならしむるものなければ[illegible]の好評も漸く調を低くするに隨ひ曾て非難を加へたる前內閣を回顧して近頃は其眞相を[illegible]し其大體を賞し又[illegible]は[illegible]して責任內閣の實行を急ぐ者もなきにあらず[illegible]前內閣と云ひ現內閣と云ひ[illegible]責任內閣と云ふ實際の[illegible]能否は孰れをソレと判斷するに及ばず[illegible]の[illegible]非を鳴して却て過去を追想し[illegible]する[illegible]情に外ならざれば斯る場合に[illegible]して[illegible]に入るの[illegible]先を新たにするの工風こそ肝要なる可し扨その工風を如何と云ふに徒に一法を出だし一令を布きたればとて未だ目的を達するに足らずツマリ官邊の位地の更迭こそ最も人目を惹くことなれば第一策は責任內閣の實行に如かざるが如くなれども是は現內閣の策にあらざるのみか抑も亦所謂變化にあらず改革にあらず寧ろ破壞に近ければ暫く擱き我輩が前號に述べたる如く知事その他稍々顯要の位地を占むる老物を淘汰して代ふるに民間活潑の有力者を以てしたらんには一時民情を新にして物論を緩和し假令ひ不幸にして內閣更迭することあるも再び人をして憂しと見し世を慕はしむるの便宜ともなる可し元來現政府の當局者が此回を以て政治舞臺の千秋樂と思ふは非なり否必ずや一たび倒るゝも再び起つの勇あるに相違なかる可ければ其政策も亦常に再び起つの用意を忘れざるこそ大切なれ地價修正案の提出は果して此旨に適へるや否や我輩は寧ろ老物淘汰の有効なるを勸告する者なり聞く所によれば井上伯の內務に任ずるや干涉知事の處分と共に大に此邊に見る所ありしに伊藤伯負傷の變によりて總理を代理し爲めに匆忙遑あらず以て今日に至りたりといふ蓋し老物淘汰と一口に申せども政府部內の情實に立入りたらば決して容易のことにあらず其未だ斷行を見ざる所以のものは匆忙遑あらざるが故に非ずして却て情實の纏綿に苦むものならんか然りと雖も今日は決して躊躇遷延す可き時機にあらず況んや新年人心の釋然たる折柄調和を策する最も妙なるに於てをや又況んや情實は早晚破らざる可らざるに於てをや「なからへはまたこの頃やしのばれん」後日に至り却てますく不如意の域に沈淪せんことを惜むものなり

官報

○遞信省告示第三號

今般廣嶋縣備後國沼隈郡鞆町ニ於テ同町大字後地字室濱地先ノ暗礁上ニ立標一基ヲ建設ス

明治二十六年一月十日　遞信大臣伯爵黑田淸隆

一該立標ハ石造圓錐形ニシテ白色ニ塗リ滿潮水面ヨリ高サ一丈八寸ナリ

一該立標ヨリ測定セル眞方位ハ左ノ如シ

[illegible]嶋ハ　北七十一度四十七分東
[illegible]崎ハ　北五十五度四十五分東
[illegible]崎ハ　南六十六度十分西

一該暗礁上大低潮時ノ水深ハ四尺五寸ナリ

雜報

○下等手工學校設置建議案

鈴木、長谷川、加藤の三氏發起にて衆議院へ提出したる同案は左の如し

下等手工學校設置建議案

恭く惟るに天皇陛下は一昨明治二十三年十月三十日吾人臣民に勅語を降し教育の大本を垂示し玉ひたり臣民孰れか聖旨の深厚なるに感戴せざる者あらんや苟も臣民たる者教育の事一日も忽せにすへからさるなり熟ら我國教育事業の經歷と其結果とを通覽するに教育の方針は當局者の交迭と共に遷轉して一定する所なく或は制度を改正し教科を變更し或は高尚に傾き或は簡易に移り朝に柔順の態を悅び夕に尚武の風を嘉みし昨日奬勵せしもの今日は禁止するか如き類殆んと枚擧に暇あらず全國幾千萬の子弟を驅つて教育事業の試驗に供するに似たり乃貴重の財產と歲月とを此間に徒費し徒消して遂に無用の人物を造出するに過ぎさるのみ之か爲め全國父母の心をして現時の教育を重せず却て昔日の寺子屋を思慕する者あるに至らしむ當局者は茲に鑑みる所なきか

高等教育の制度大に完備せるは固より可なり又其校舍建築の壯大に學生制服の美麗なるも未た必ずしも不可なりとせず然れども或は高尚に失し或は理論に偏し其養成したる所のものは官吏的人物にあらされは哲學流の學者たり語を換へて之を言へは殆んと不生產的人物のみを造出したるの實なきか又或は高等の教育を受くる者は高官の子弟にあらされは富豪の子弟たらさる可からさるの觀なきか帝國大學は今ま尚は一校に過ぎさるも當局者は茲に鑑みる所なきか

中等以下の教育は一國の生產と直接の關係を有する多數なる臣民の教育なり此教育制度の完全なると否と又其事業の隆盛なると否とは即ち一國の貧富强弱の別かるゝ所なり我か國今日の中等以下の教育は果して隆盛なるか其制度は果して完全なるか啻に事業の微々たるのみならず制度も亦頗る完全ならざるが如し就中生產的職業即ち技術教育は殆んど絕無と云ふも可なるが如し回首して歐洲大陸を通視するに何れの都市に於ても技術に關する數多の學校あらざるはなし佛國は殊に盛なりとす乃佛國の美術に特色あるも抑々之が爲めなり英國の器械に精練なるも抑々之が爲めなり又獨逸の製造旺盛なるも亦之が爲めなり蓋し無形的の教育を以て歐米諸國を凌駕するありと雖も實力養成に益なくんば未だ以て教育の進步と謂ふべからず教育愈々進み理論愈々精く而して國力益々衰亡し無產の徒益々增殖せば教育の効用安くに在るや當局者は茲に鑑みる所なきか

夫れ大學は國力不相應の營建を致すも未だ多數の子弟を滿足せしむるに至らず中學の組織は改正上に改正を加へ更に一大改正を施すの必要を生ぜり而して小學制度も亦甚だ不完全を免るゝ能はず是果して何の故ぞ無月謝教育の制未だ行はれざるに因てなり今全國の學齡兒童は七百四十餘萬人其中不就學者實に半はに過ぎたり殊に下等職工の子弟の如きは殆んど就學し能はざるならん已に我か國現時の狀勢を以て未來を推すときは其最も急務なるは下等職工徒弟の教育なり即ち職工徒弟の手工に關する技術の教育なり

方に今工藝日進理化學應用の時代と爲り最も急劇の變動を來すべき者は職工社會なり然るに彼等猶未だ舊時の習慣を改むるを知らず徒弟を遇すること奴隷の如し若し夫れ之を矯正し之を教育するの道を開かさるときは其結果果して如何ぞや當局者は茲に鑑みる所なきか

小學校令第三四五六の諸條又中學校令第十二條等に於て既に手工に關するの規定あり然れとも是れ有名無實徒法たるを免かれざるなり元來下等職工は率ね生計に苦しみ營々として衣食を之れ求む何の餘裕か筆墨紙料の外に又多少の月謝を出して子弟を修學せしむるを得んや況んや又文部省從來の方針たる修飾的教育の結果より生ずる[illegible]に十二三圓を要するが如き中學の教育をや是れ彼等が夢にだも望む能はざる所なり之に依り現行小學中學令の外に於て別に下等手工に關する教育の制度を設け各地に其學校を設置し以て大に技術教育を奬勵するは最も急務中の急務なるを信ず因て之に關する規定案を具し茲に以て建議す

小學校附屬手工學校に關する規定

第一　文部大臣は各府縣の內適當と認むる市町に於て漸次小學校附屬手工學校を設けしむること

但し東京大阪西京を除くの外は當分一市町に三校以上を設くるを得す

第二　小學校附屬手工學校の費用は總て市町の負擔たるへきこと

生徒五十名以上にして滿一箇年以上引續き開校し尙ほ繼續するの見込あるときは毎年國庫より若干圓迄の保護金を下付す

第三　小學校附屬手工學校は土地の狀況により晝間若くは夜間授業するも適宜たるへし

第四　小學校附[illegible]こと

第五　小學校附[illegible]地學校委員の[illegible]府縣知事の認[illegible]

第六　小學校附[illegible]時間以下たる[illegible]

但し手工科[illegible]可からす

第七　小學校附[illegible]つること

提出者　河野廣中

贊成者　伊藤大八　村松龜一郎　野口褧　杉村寛正　天春文衛　折田兼至　鹽田奥造　百萬梅治　瀬戸岡爲一郎　高瀬藤次郎　山田泰造　工藤行幹　[illegible]四郎

○密獵[illegible]

昨日衆議院議事の[illegible]膃肭獸密獵の答辯[illegible]より同院に回付せ[illegible]を以て遂に空しく[illegible]衆議院議員加藤[illegible]獸密獵に關する[illegible]

一從來密獵取締に[illegible]しことありと雖[illegible]て前に明治二十[illegible]し函館を經て根[illegible]航をなせり其筋[illegible]第二回は國後根[illegible]三回は千嶋列嶋[illegible]捉嶋より雷公計[illegible]函館を經て十一[illegible]年六月二十六日[illegible]て根室に至り同[illegible]側を過ぎ幌延嶋[illegible]側を過ぎ擇捉嶋[illegible]後擇捉色丹諸嶋[illegible]釧路室蘭函館を[illegible]十日品海に歸着[illegible]

一外國漁船の帝國[illegible]なすを得ず又其[illegible]て護せしもの[illegible]しものなるや確[illegible]港灣に來往する[illegible]定するを得ず而[illegible]しものを認めざ[illegible]りき然れとも軍[illegible]於て其効少なし[illegible]

一明治十七年第十[illegible]れたるもの十九[illegible]

一明治十七年第十[illegible]受けたるものは[illegible]間は明治二十一[illegible]其獵場區域は明[illegible]嶋令の定むる所[illegible]嶋間を三區に分[illegible]め且野獵に[illegible]防止の任に當ら[illegible]り三區[illegible]することを許可[illegible]年より其業を[illegible]膃肭獸の[illegible]